

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年4月22日

北海道知事 鈴木直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

第23回臓器移植推進国民大会運営委託業務

(2) 業務目的

「臓器移植推進月間」の行事の一環として、臓器移植について、理解を深めていただくとともに、できるだけ多くの人々が臓器提供について家族と話し合い、意思表示を行っていただくよう広く国民に呼びかけることを目的として、臓器移植推進国民大会を開催する。

(3) 業務の内容

第23回臓器移植推進国民大会の運営

ア 開催日時

令和4年10月29日（土）

イ 開催方法

現地会場と動画共有サイト（YouTube等）のハイブリッドとする。

ウ 大会参加者

現地会場は主催者、関係者など100人程度

※会場への一般参加者は想定しない（WEB視聴による参加を想定）。

(4) 契約期間

契約の日から令和4年12月28日（水）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税
 - イ 本部が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 プロポーザル審査の考え方

企画提案の適切性（企画能力、企画内容の特徴等）と業務遂行能力を勘案し、審査を行う。

【評価項目】

- (1) 企画の妥当性
- (2) 企画の実現性

4 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬物対策係（北海道庁本庁舎6階）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号（代表） 011-231-4111（内線 25-333）

電話番号（直通） 011-204-5265

5 企画提案説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間
 - 令和4年4月22日（金）から
 - 令和4年5月13日（金）午後5時まで
 - ※上記4の場所での交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 交付方法
 - 上記4の場所で交付する。
 - また、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

6 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を「第23回臓器移植推進国民大会運営委託業務公募型プロポーザル参加表明書」により申込みしなければならない。

ア 提出期限

令和4年5月13日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

持参もしくは郵送（郵送の場合は、簡易書留、書留のいずれかによること。）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出場所

上記4に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

7 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和4年5月20日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

上記4に同じ

(3) 提出方法

持参もしくは郵送（郵送の場合は、簡易書留、書留のいずれかによること。）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

9 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

11 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、別紙企画提案説明書による。